

伊勢原市教育大綱

～ 人がつながり 未来を拓く

学びあうまち伊勢原 ～

平成27年5月

伊勢原市

(改定 平成31年1月)

(改定 令和5年3月)

目 次

第1章 大綱の改定にあたって

- 1 大綱策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 大綱の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 伊勢原市教育大綱

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 めざす教育の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 大綱の改定にあたって

1 大綱策定の趣旨

平成26(2014)年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」(第1条の3第1項)とされました。

これを受け、本市では、伊勢原市総合教育会議での市長と教育委員の協議を経て、平成27(2015)年5月に伊勢原市教育大綱(以下「教育大綱」という。)を策定するとともに、平成31(2019)年1月には、伊勢原市第2期教育振興基本計画(以下「第2期教育振興基本計画」という)の策定に伴い、教育大綱を改定してきました。

今般、第2期教育振興基本計画の計画期間の終了に伴い、伊勢原市第3期教育振興基本計画(以下「第3期教育振興基本計画」という)が策定されることから、当該計画を踏まえた教育大綱の改定を行います。

2 大綱の位置づけ

第3期教育振興基本計画は、国の教育振興基本計画及び本市の行政運営の総合的な指針となる伊勢原市第6次総合計画と整合を図り策定される計画であることから、教育大綱において定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策については、当該計画の教育ビジョンをもって位置づけることとします。

3 対象期間

教育大綱は、第3期教育振興基本計画の教育ビジョンを位置づけることから、当該計画の計画期間に合わせ、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を対象期間とし、社会状況に大きな変化があった場合等、必要に応じて、見直しを行うものとします。

第2章 伊勢原市教育大綱

1 基本理念

本市は、平成22(2010)年3月に策定した第1期伊勢原市教育振興基本計画以降、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を基本理念に掲げ、2期13年にわたり様々な教育施策を推進してきました。

この基本理念は、本市の教育がめざす基本的な考え方を示すものであることから、教育を取り巻く環境が大きく変化する中においても、次のとおり継承することとします。

人がつながり 未来を^{ひらく}拓く 学びあうまち伊勢原

秀峰大山に抱かれた伊勢原市は、豊かな水と緑や温暖な気候など、恵まれた自然環境を享受するとともに、先人が築いた歴史文化を基盤とし、首都圏の近郊都市として発展してきました。

近年においては、新東名高速道路等の広域幹線道路や新たな産業基盤の整備が、これまでの伊勢原の姿を大きく変えようとしています。

また、人口減少・少子高齢化の進行、急速な情報通信技術の革新、グローバル化の進展、子どもの貧困などの社会経済的な課題、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大など、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした大きな環境変化により、社会の在り方も刻々と変化する中で、本市の教育には、

- (1) 自己肯定感を高め、互いに認め合いながら、自らの未来を切り拓いていく人づくり
 - (2) ふるさとに愛着と誇りをもち、地域や社会の一員として考えて行動できる人づくり
- が求められていると考えます。

伊勢原市教育委員会では、本市で育った子どもたちが大人になっても、伊勢原に愛着と誇りを持ち、社会の変化を前向きに受け止め、新たな価値観や行動を生み出すことができるよう、人と人とのつながりや、学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、子どもたちの可能性を引き出しながら、一人ひとりの「生きる力」を培い、持続可能な社会の担い手として未来を切り拓いていくための資質・能力をはぐくんでいきます。

さらには、本市の恵まれた自然環境や歴史文化等の地域資産を教育活動に生かし、着実に次世代へ引き継いでいくとともに、市民が主体となった様々な学習機会やスポーツ、文化活動の活性化により、市民一人ひとりが夢や目標を持って生き生きと暮らすことができ、生涯を通じてお互いに支えあい、学びあう教育の実現をめざします。

2 めざす教育の方向性

基本理念の実現に向けて、前計画の方向性を継承し、次の3つの視点からめざす教育の方向性を定めます。

視点1 一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくために

幼児期における教育と子育て支援や学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、社会で自立していくための基礎となる「生きる力」をはぐくみ、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援します。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成

義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。

複雑で予測困難な現代社会においてこそ、将来にわたって子どもたちが大きく夢を持ち、自らが考えて創造し、互いの個性や考え方を尊重し多様性を認め合いながら、目標に向かってたくましく生きていく力をはぐくむ必要があります。

このため、幼児期における教育と子育て支援の充実を図るとともに、幼児期から小学校、小学校から中学校までの円滑な接続と連携を推進します。

また、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」や「学びに向かう力・人間性」など、これからの時代に求められる資質・能力を身に付ける教育を推進し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくんでいきます。そのなかで、多様な子どもの可能性を引き出すために、様々な場面における体験を通じた学びとともに、ICTを活用した教育を推進します。

さらには、支援を必要とする子どもや不登校の状態にある子どもなど、一人ひとりの状況に配慮し、すべての子どもたちにきめ細かな支援が行き届くよう、様々な人材の活用を進めながら、必要な支援体制や支援の場の充実に努めていきます。



教育施策推進のための基盤と環境整備

社会状況の変化に伴い、学校や教員に求められる役割が拡大する中、教育活動の直接の担い手である教員の長時間勤務の実態が社会的な問題となっています。

また、日々成長する子どもの教育に携わり、子どもの可能性を伸ばす役割を担う教員には、社会状況の変化にも対応しながら、常に資質能力の向上を図ることが求められています。

このため、教員が限られた時間の中で、その専門性を発揮できる業務に専念し、質の高い教育を提供できるよう、学校における業務の役割分担・適正化等を推進するとともに、教員研修の充実を図り、指導力と資質の向上に取り組みます。

また、子どもたちを取り巻く状況が変化しても持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校施設の適切な維持管理と教育環境の改善や、様々な場面を想定した安全対策等に取り組むとともに、望ましい学校規模や持続可能な学校の在り方等について検討していきます。

さらには、家庭の経済事情にかかわらず、すべての子どもたちが必要な資質・能力を身に付けることができるよう、教育機会の確保を図るための支援に取り組みます。



学校・家庭・地域と連携・協働して行う教育の推進

学校や児童生徒、さらには地域を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子どもたちに必要な資質・能力や、郷土への愛着と誇りをはぐくむためには、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子どもの教育に関わり、相互に連携協力しながら一体となって子どもたちの成長を支えていくことが重要です。

このため、地域住民や保護者と学校が、めざすべき教育のビジョンや目標を共有し、力を合わせて学校運営に取り組むとともに、地域や大学、企業、団体等と学校が相互にパートナーとして連携・協働して、子どもたちの学びや健やかな成長を支援する環境を整えます。

また、教育の出発点である家庭教育が、子どもたちの自主性を尊重しながら、その役割を十分果たしていくことができるよう、多様な人材や関係機関が連携・協働して子育ての不安や保護者の孤立化に対応するなど、家庭の教育力の向上に向けた相談機能の強化を図り、地域全体で子どもの成長と子育て・子育てを支援していきます。

だれもが生き生きと暮らすことができ、生涯にわたり学び、活躍することができる環境を整備するとともに、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会の充実を図り、一人ひとりの夢や生きがいを支援します。



「人生100年時代」を見据えた生涯学習、スポーツ、文化芸術活動の推進

少子高齢化の更なる進展とともに、「人生100年時代」の到来が予測される中、市民一人ひとりが、より豊かな人生を送るためには、生涯を通じて学び、学びの成果を適切に生かして活躍できる環境を整える必要があります。

このため、若者から高齢者まで、ライフステージに応じた学びのきっかけづくりや学び直しの機会を提供するなど、本市の地域資源等を有効に活用しながら、市民ニーズや時代の変化に即した多様な学習機会の提供等に取り組むとともに、地域社会の一員としての市民性をはぐくむ教育を推進します。

また、地域社会や地域コミュニティの維持と活性化を図るため、生涯学習の成果が地域社会に適切に還元できる仕組みづくりに取り組むとともに、地域の学びを支える担い手づくりを推進します。

さらには、市民の生涯学習や社会教育の活動拠点となる公共施設の適切な維持管理を行うほか、ICT等の新たな技術を活用しながら、安全で快適な学習環境づくりに努めます。

また、子どもから高齢者まで、すべての市民が生き生きと暮らすためのレクリエーション活動やスポーツ活動を支援するとともに、健康維持や体力づくり、仲間づくりに向け、だれもが、いつでも、どこでも、生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを市民との協働で推進します。

さらには、多様な文化芸術の鑑賞機会や文化芸術活動の発表機会を提供するなど、市民が取り組む文化芸術活動の活性化を図ります。

視点3 地域全体で歴史文化を継承していくために

伊勢原の豊かな自然にはぐくまれた歴史文化を地域で保護、活用することにより、適切に継承していくとともに、その魅力を広く発信し、地域づくりに生かしていきます。

歴史文化の継承とまちづくりへの活用

伊勢原には、豊かな自然と長い歴史とともに、先人から受け継いだ価値の高い文化財が数多く伝えられています。これらは私たち市民の誇りであり、貴重な地域資産となっています。

人口減少、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財の滅失・散逸等の防止が全国的な課題となる中、その着実な継承を図るためには、歴史文化をまちづくりに生かしながら、継承の担い手を確保するなど、地域ぐるみで適切に保存し、活用していくことが必要です。

このため、令和3(2021)年に文化庁長官の認定を受けた「伊勢原市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内の文化財についての継続的な調査や所有者と連携した適切な維持管理と保存、本市の歴史文化の魅力的、効果的な情報発信や公開活用、さらには文化財に携わる人材の育成等により、様々な人がその魅力に触れる機会の充実を図りながら、本市の歴史文化を後世にしっかりと引き継いでいきます。

また、子どもから高齢者まで、多くの人々が気軽に歴史文化に親しむことができる環境整備に向けた検討を進め、本市の歴史文化に対する理解を深めるとともに、観光関連団体等と連携し、平成28(2016)年に文部科学大臣の認定を受けた日本遺産「大山詣り」の取組をいっそう推進するなど、歴史文化の多角的な活用を図り、地域の活性化につなげていきます。